

## Client Alert

29 August 2024

本アラートに  
関するお問い合わせ先



井上 朗  
パートナー  
03 6271 9463  
[akira.inoue@bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)



増本 充香  
カウンセラー  
03 6271 9534  
[mika.masumoto@bakermckenzie.com](mailto:mika.masumoto@bakermckenzie.com)



佃 浩介  
アソシエイト  
03 6271 9510  
[kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com](mailto:kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com)

## 米国で Foreign Extortion Prevention Act が 制定

### 1. はじめに

2023年12月14日、米国連邦議会で、2024会計年度国防権限法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2024（NDAA））の一部として Foreign Extortion Prevention Act（FEPA）が成立し、2023年12月22日、バイデン大統領の署名により発効された<sup>1</sup>。

FEPAは、外国公務員等に対する賄賂の申し出や提供を行う企業等を取締る海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act（FCPA））とは異なり、当該賄賂を要求したり受領した外国公務員等を取締るものである。米国では、外国公務員等の賄賂の要求等の行為については、これまでマネーロンダリングや詐欺に関する法律、旅行法等を用いて取締りが行われていたところ、FEPAの制定によりこれらの行為を直接犯罪の対象として処罰することが可能となった。国連腐敗防止条約（United Nations Convention Against Corruption）第16条2項<sup>2</sup>は、締約国に対し、外国公務員等が賄賂を要求し又は受領する行為を犯罪とするための必要な立法等の措置をとることを考慮することを求めているところ、米国のFEPAの制定は、このような国際的な腐敗防止に向けた取組に沿うものであると言える。

FEPAは、外国公務員等を取締るものであるため、FEPAの制定により日本企業に新たな規制等が生じるというものではないものの、FEPAの制定は、米国の賄賂撲滅に向けた強い姿勢を示している。米国におけるこのような動向を把握しておくことは、米国において事業を行う日本企業にとっても重要であると思われるため、以下FEPAの概要を紹介する。

### 2. FEPAの概要

(1) FEPAは、FCPAの改正ではなく、米国の公務員に関する贈収賄等について規定する18 U.S. Code § 201（Bribery of public officials and witnesses）を改正する形式で制定された<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2024 の"SEC. 5101. PROHIBITION OF DEMAND FOR BRIBE."を参照。

<https://www.congress.gov/118/plaws/publ31/PLAW-118publ31.pdf>

<sup>2</sup> 国連腐敗防止条約第16条2項は、「締約国は、外国公務員又は公的国際機関の職員が故意に、自己の公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。」と規定する。

<sup>3</sup> 改正後の18 U.S. Code § 201（Bribery of public officials and witnesses）は下記を参照。

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2023-title18/pdf/USCODE-2023-title18-partI-chap11-sec201.pdf>



(2) FEPA は、外国公務員等が、米国の領域内に所存する外国人・外国会社等、1934 年証券取引法において定義された証券発行者 (issuer)、又は米国の国内関係者 (米国の市民・国民・居住者、米国に主たる事務所を有するか、若しくは米国法に基づき設立された会社等、FCPA において定義された「domestic concern」) から、これらの者のビジネスの獲得又は維持等に関連して、①公的行為<sup>4</sup>の遂行において影響を受けること、②当該外国公務員等の公務上の義務に違反して行為を行うよう、若しくは行わないよう誘導されること、又は③不当な利益を供与することの見返りに、直接的又は間接的に、自己又はその他の者のため、不正に利益を要求し、受領し又は受領に同意することを違法とする。

(3) FEPA で規制の対象となる「外国公務員 (foreign official)」とは、①外国政府等の職員、②外国の上級政治家 (senior foreign political figure)、③公的国際機関の職員、④外国政府等や公的国際機関のために、又はそれらを代理して「公式な」立場で行動する者、及び⑤外国政府等や公的国際機関のために、又はそれらを代理して「非公式な」立場で行動する者を意味する。②及び⑤を含んでいる点において FCPA との違いがある。

(4) FEPA に違反した場合、25 万ドル若しくは利益の金銭的評価額の 3 倍のいずれか高い額以下の罰金、15 年以下の拘禁刑、又はその両方が課せられる (なお、FCPA に違反した場合、企業等については 200 万ドル以下の罰金、企業等の役員等の個人については 25 万ドル以下の罰金、5 年以下の拘禁刑、又はその両方が課せられることとされており、また、違反行為によって利益を得、又は損害を生じさせた場合には、選択的罰金法 (Alternative Fines Act) に基づき、その利得又は損害の 2 倍まで罰金を加重することが可能とされている)。

(5) FEPA では、FCPA のように Facilitation Payments (円滑化のための少額の支払い) の適用除外に関する規定はない。また、FEPA は、直接責任、共謀、共犯、その他のいずれの理論に基づくかを問わず、FCPA に違反する行為を包含するものではないと規定しており、FEPA と FCPA の適用を明確に区別している。

(6) その他、FEPA は、Attorney General に対し、①米国において所在し又は法人化された事業体に対する外国公務員による賄賂の要求及び外国政府による当該事例を訴追する努力、②米国において所在し又は法人化された事業体を外国の贈収賄から保護するための米国の外交的努力並びにそのような事業体を保護する努力の有効性、③18 U.S. Code § 201 に基づき前年度に実施された主な措置 (執行された措置及び課された罰則を含む) の概要、④18 U.S. Code § 201 の執行における米国司法省の効果の評価、並びに⑤18 U.S. Code § 201 の適切な執行を確保するために、米国司法省がどのようなリソース又は立法措置を必要とするかの詳細について、議会の委員会に対し毎年報告書を提出することを要求している (なお当該報告書は米国司法省のウェブサイトにて公開される)。

---

<sup>4</sup> 「公的行為」とは、公務員の公的資格において、又は公務員の信頼若しくは利益の場において、いつでも係争中であるか、又は法律により公務員の前に提起される可能性のある、いかなる問題、事項、原因、訴訟、手続き又は論争についてのいかなる決定又は行動をいう。



### 3. 日本企業への影響

FEPAの制定により、米国における賄賂撲滅に向けた取組の強化がより鮮明となったと言える。企業としても、賄賂に応じないという強い姿勢を対外的に示すとともに、必要な社内体制の構築等の更なる取組の強化が求められる。米国司法省は、昨今、企業犯罪の取締りを強化しており、企業に対する罰則の強化や企業に対する通報の義務付け等、様々な取組を実施している。米国において事業を行う日本企業としては、このような米国司法省の動向をタイムリーに把握し、必要な社内体制の構築を行うことが喫緊の課題となっている。

以上